

「平成30年度三重県来訪外国人観光客動向調査」業務仕様書

1 目的

三重県では、増加する個人の外国人旅行者の誘客に向けて外国人旅行者の関心を引く体験型の観光コンテンツの不足やSNS等のインターネット上での観光情報の不足等が課題とされており、外国人旅行者のニーズをふまえた取組を強化し、魅力ある観光地域づくりを進める必要があります。

本調査は、三重県を来訪した個人の外国人旅行者（FIT）の国・地域別の動向調査（移動経路、移動手段、滞在先及び滞在時間など）及びその現状・傾向の詳細な分析を行うことにより、三重県来訪外国人旅行者の行動を把握し、今後の観光政策の立案及び効果的なプロモーションの実施に資することを目的とします。

2 業務内容

三重県を来訪した個人の外国人旅行者（FIT）を対象とした以下の調査・分析を行い、今後の三重県の海外誘客向け観光プロモーションに有効に活用します。

（1）データ対象期間

平成30年1月1日～平成30年12月31日とします。

（2）調査・分析項目

（ア）属性（国・地域）分析

三重県を来訪した個人の外国人旅行者（FIT）の属性（国・地域籍、訪日回数、訪日目的など）に基づく行動分析を行い、観光地における訪日外国人の動態を把握することとします。

（イ）滞在分析

三重県を来訪した個人の外国人旅行者（FIT）（国・地域別（5件以上））の三重県内での行動実績を「移動中」及び「滞在」データを組み合わせて分析し、三重県内での「滞在地」や滞在地での平均滞在時間、傾向を把握することとします。

データについては、マクロデータ（市町村単位、10km単位、1km単位）とミクロデータ（100～200m程度単位）の2種類を用いることとします。

なお、時間帯別の滞在状況の比較を行うため、昼・夜別に分析を行うとともに、長期滞在者と短期滞在者の訪問エリアの違いや傾向についても分析を行うこととします。

（ウ）相関分析

三重県を来訪した個人の外国人旅行者（F I T）（国・地域別（5件以上））の多い市町（5か所以上）を抽出し、その市町を訪れた外国人が前後に滞在する他の訪問地との相関関係を分析し、三重県来訪外国人の観光ルートを可視化することとします。

（エ）流動分析

三重県を来訪した個人の外国人旅行者（F I T）（国・地域別（5件以上））の隣接市町村間の移動を時間帯別・方向別に集計することで、三重県来訪外国人の流入・周遊ルートを可視化し、旅行者の経路の傾向や課題を明らかにすることとします。

（オ）旅程分析

三重県を来訪した個人の外国人旅行者（F I T）（国・地域別）の三重県内の「滞在地」を巡る移動経路、行程及び交通手段を含む、入国から出国までの移動ルートを分析し、旅程パターンを抽出することとします。

なお、（イ）（ウ）（エ）の国・地域別については、台湾・香港・タイ・マレーシア・フランスを基本としますが、収集データの母数を踏まえ、三重県と受注者で協議を行い決定することとします。

（3）調査方法

スマートフォン向けガイドアプリケーション等を経由し、位置情報（GPS機能や基地局通信ログデータ等）を活用したデータ収集を行い、調査・分析を行うこと。なお、既に自社保有するデータについては、積極的に有効活用することとします。

（4）調査サンプル数

サンプル数は、年間で1,000人以上とします。

（5）データの調査結果及び分析の留意点

調査結果の出力（報告）は、各調査項目に対し集計等を行い、その特性、傾向について分析・整理を行う。また、サンプル数の多い滞在地については順位付けなど工夫して報告することとします。

（6）報告書の作成

報告書は、四半期（1～3月、4～6月、7月～9月）の期間終了後に作成する速報版（3期分）と、年間の調査を通じて作成する報告書の4種類を作成することとします。

なお、速報版については各四半期末日から2カ月以内に提出することとします。但し、第一四半期（1～3月）については、6月末とします。

また、分析に活用したローデータについても提出することとします。

3 委託上限額

2, 9 1 6, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 応募資格

次に掲げる条件を全て満たした者とします。

- （１）当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （２）三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- （３）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- （４）三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

5 応募

- （１） 提出期限（応募と企画提案書提出の期限は異なります。）
平成30年5月16日（水）17時まで（必着）
- （２） 提出場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部観光局観光政策課
- （３） 提出資料
「平成30年度三重県来訪外国人観光客動向調査事業企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式） 1部
4に掲げる応募資格を全て満たしていることの誓約を記載した申請書及び添付書類

6 提出を求める企画提案資料

- （１）提出日
平成30年5月17日（木）から5月18日（金）まで（必着）
両日とも9時から17時まで
- （２）提出場所
5の（２）提出場所と同様
- （３）提出資料
①様式
日本工業規格のA4版（15頁以内）を長辺綴じとすること。
※企画書の作成経費はコンペ参加者の負担とします。
※提出された書類等は返却しません。

②内容

(ア) 企画提案書 8部

(イ) 費用内訳書 8部(「消費税込」とすること。)

(ウ) 提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制(主な事業所を含む)、沿革等を簡潔に記載したもの。

(エ) 契約実績証明書(第2号様式) 1部

過去三年間の今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績について記載してください。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ファクシミリやメールでの提出は受け付けません。

※企画提案資料を郵送等にて提出する場合は、電話にて5(2)の担当課に受理の確認をしてください。

7 審査方法及び選定基準

(1) 審査方法

企画提案資料に基づき提案者によるプレゼンテーションを実施し「三重県来訪外国人観光客動向調査事業企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査を行い、最優秀提案を選定し委託契約を締結する。

(ア) 実施日(予定)

平成30年5月24日(木)

(イ) 実施場所

三重県庁8階雇用経済部会議室

(詳細は後日提案者にEメールまたはファクシミリにて連絡します。)

(2) 選定基準

(ア) 調査方法の具体性

調査の方法は明確かつ具体的なものであるか。

(イ) 調査方法の効果性

調査方法が仕様書で定める必要なデータを効果的に取得できるものとなっているか。

(ウ) 分析方法の明瞭性

三重県を来訪した個人の外国人旅行者(FIT)の動向について、国・地域ごとに仕様書で定める属性分析・滞在分析・相関分析・流動分析・旅程分析が明瞭に実施されるものとなっているか。

(エ) 事業の企画性

当該業務の趣旨を理解し、仕様書で定める業務が網羅されているとともに、独自のアイデアが盛り込まれ、工夫のある提案内容となっているか。

(オ) 事業の実行性

調査の全体スケジュールは具体的なものとなっているか。

工程管理を行う人材が確保されているか。

I C Tによるインバウンド調査の設計や実施、データ分析にかかる専門的なノウハウを持つ人材が確保されているか。

8 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

平成30年5月10日(木) 17時まで(必着)

(2) 質問の提出

質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、「5(2) 提出場所」まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて受信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名その他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問の内容は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き的な事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

受けた質問に対する回答については、平成30年5月11日(金) 17時までに、原則三重県ホームページに掲載します。

9 既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができます。

(1) 閲覧資料

(ア) みえの観光振興に関する条例

(イ) 三重県観光振興基本計画

(ウ) 平成17年度～平成21年度

三重県観光データ・観光客満足度評価調査事業報告書

平成22年度～平成29年度

三重県観光客動向調査事業報告書

(2) 閲覧場所

三重県雇用経済部観光局観光政策課

(三重県津市広明町13番地 三重県庁1階)

(3) 閲覧期間

平成30年5月16日(水)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日9時から16時まで

(4) その他

閲覧資料の持ち出し及びコピーについてはお受けいたしかねます。

閲覧を希望される方が重複した場合には、お待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

○ スケジュール (予定)

県ホームページによる告知期間	平成30年5月16日(水)まで
質問受付期間	平成30年5月10日(木) 17時まで
質問回答日	平成30年5月11日(金) 17時まで
資料閲覧期間	平成30年5月16日(水)まで
応募期限	平成30年5月16日(水) 17時まで
企画提案書等提出日	平成30年5月17日(木) から5月18日(金) まで (9時～17時、ただし12時～13時を除く。)
選定委員会実施時間等の連絡	平成30年5月22日(火) 17時までにメールにて連絡
選定委員会 (プレゼンテーション審査)	平成30年5月24日(木)
結果通知	平成30年5月25日(金)
委託契約締結	平成30年5月25日(金)以降
事業実施	委託契約締結日～平成31年3月22日(金)
事業完了報告書提出	事業完了後30日以内か平成31年3月22日(金)の どちらか早い日

1.0 契約内容

- (1) 委託業務名 : 平成30年度三重県来訪外国人観光客動向調査
- (2) 委託期間 : 契約の日から平成31年3月22日(金)まで
- (3) 成果品 : 下表のとおり
- (4) 成果品の提出期限 : 下表のとおり
- (5) 成果品の納入場所 : 三重県雇用経済部観光局観光政策課

	成果品	提出期限	部数、内容等
観光客動向調査	報告書(速報版)及びローデータ	調査期間末日から2か月以内(但し、1～3月分については6月末日まで)	・電子媒体(Word及びExcel)
	報告書及びローデータ	平成31年3月22日(金)	・A4版(A4版、左綴じカラー印刷、簡易製本)5部 ・電子媒体(Word及びExcel)(CD又はDVD)5枚

1.1 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がない証明用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書(無料)」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの)の写し

1.2 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県雇用経済部観光局観光政策課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は費用内訳書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部観光局観光政策課において行います。

1.3 監督及び検査

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県雇用経済部観光局観光政策課の監督職員と協議しながら進めるものとします。
- (2) 上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合があります。
- (3) 本業務の進捗及び事業執行の状況について、監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。
- (4) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めることとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施することとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに監督職員と協議の上、対処することとします。本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用することを禁止します。
- (4) その他の監督及び検査に係ることは契約条項の定めるところによります。

- 1 4 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期
契約条項の定めるところによります。
- 1 5 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- 1 6 個人情報取扱いに関する罰則事項
個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第 68 条、第 69 条及び第 72 条に罰則があるので、留意してください。
- 1 7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 1 8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
(ア) 断固として不当介入を拒否すること。
(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
(ウ) 発注所属に報告すること。
(エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 1 9 障がい理由とする差別の解消の推進
委託業務を実施するにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。
- 2 0 その他
・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部

を再委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。
- ・ 本仕様書に記載されていない事項については、三重県と協議するものとします。

2 1 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部観光局観光政策課

TEL : 059-224-2077 FAX : 059-224-2801

E-mail : kanko@pref.mie.jp

担当 : 永井